

株主各位

東京都江東区木場一丁目5番1号  
株式会社フジクラ  
代表取締役社長 CEO 岡田 直樹

「第178期定時株主総会招集ご通知」の一部修正に関するお知らせ

当社「第178期定時株主総会招集ご通知」の記載内容の一部に修正すべき事項がございましたので、記載内容を修正いたしました。修正の内容は下記のとおりです。  
(修正箇所は下線部分)

記

【修正箇所】

1. 「第178期定時株主総会招集ご通知」19ページ、20ページ

修正前

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役を任期満了により退任又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2)退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下、「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社の取締役又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、役務提供期間中、継続して、取締役が、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。但し、  
①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社取締役又は当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した

場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社取締役又は当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

修正後

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2)退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下、「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、役務提供期間中、継続して、対象取締役が、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。但し、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上